

(仮称)堺市・美原町合併新市建設計画
(市町村建設計画素案)

<まちづくりプラン>

今回提案

第1 序論

第2 計画の趣旨及び期間

第3 まちづくりの基本方針

次回以降提案

第4 まちづくり計画

第5 概算事業費

第6 財政計画

堺市・美原町合併協議会

<目次>

第1 序論	5
1．合併の必要性及び効果	5
(1) 住民の日常生活圏の拡大	
(2) 少子高齢化への対応	
(3) 環境問題など広域的な行政課題への対応	
(4) 地方分権の推進	
(5) 国・地方を通じた財政の著しい悪化	
2．両市町の概況	7
(1) 歴史	
(2) 市町域の変遷	
(3) 地勢	
(4) 人口・世帯数等	
(5) 産業	
(6) 両市町のまちづくり	
第2 計画の趣旨及び期間	14
1．計画の趣旨	14
2．計画の期間	14
第3 まちづくりの基本方針	15
1．住民自治を育む政令指定都市の実現	15
(1) まちづくりの理念	
(2) まちづくりの方向	
(3) 都市構造	
2．美原町地域の位置付け	20
(1) 美原町地域の役割	
(2) 美原町地域のエリア別整備計画	
(3) 美原新拠点の整備	
3．公共施設統合整備の基本的考え方	23
第4 まちづくり計画	23
第5 概算事業費	23
第6 財政計画	23

第1 序論

1. 合併の必要性及び効果

(1) 住民の日常生活圏の拡大

交通手段の発達や情報通信技術の進歩などに伴い、住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大している。こうした日常生活圏の拡大に伴い、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地利用等、ソフト・ハード両面にわたって、広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まってきている。

堺市と美原町の両市町においても、隣接地域における市域・町域編入の歴史的経緯等もあり、行政区域を越えて相互の交流が活発に行われており、地域住民の一体感も強い。また、平成12年国勢調査における美原町の通勤・通学先の市町村をみると、堺市への流出が町内及び大阪市に次ぎ14.8%となっており、隣接市のなかで堺市が最も高くなっている。

これらの状況に対し、両市町の合併によって、住民の日常生活圏の拡大に対応した行政サービスを提供し、生活の実態に即した、より効果的なまちづくりを行うことが可能となる。

(2) 少子高齢化への対応

日本の将来推計人口(平成14年1月推計)によれば、わが国の年少人口(0~14歳)の割合は、平成12年の14.6%から平成33年には12.0%に減少し、高齢者人口(65歳以上)の割合は、同じく17.4%から28.1%に増加する見込みである。

少子高齢化の進展は、高齢者の豊富な知識と経験を生かした地域社会づくりを可能とするものの、生産年齢人口(15~64歳人口)の減少による経済活力の低下や国・地方の税収の大幅な減少、生涯を通じた受益と負担との関係における世代間格差の拡大、子供を取り巻く環境の変化、核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加など、我が国の社会・経済全般に大きな影響を及ぼすと予想される。

とりわけ、高齢者人口の増加は、保健・医療・福祉関係費をはじめとする行政経費の増加をもたらし、市町村においては、行政サービスの提供に少なからず困難が生じることも予想されている。このような事態に対処するため、多くの市町村が行政の広域処理を行っているが、より効率的な運営や手法が求められている。

堺市と美原町においても、平成12年国勢調査における両市町の高齢化率

が、堺市が 14.8%、美原町が 15.2%となっており、今後の少子高齢化の進展により、行政への需要がさらに増加すると考えられ、それに伴う様々なコストの増大や人的資源の不足が懸念されている。

これらの状況に対し、両市町の合併によって、行政体制を再構築し、専門職員などの人員の効率的な配置等、行政資源の再配分と効率的運用が可能となるなど、少子高齢化による各種の課題への対応を質・量ともに強化することができる。

(3) 環境問題など広域的な行政課題への対応

住民の環境問題に対する意識が急速に高まりつつある中、大気汚染・騒音・悪臭等への対応、自然環境の保全などの課題に関して、行政区域を越えた対応が求められている。

また、わが国経済の持続的な成長を可能とするため、リサイクルや省資源・省エネルギーの推進、新エネルギーの導入などによる、環境共生・循環型の地域社会づくりが不可欠となっている。

さらに、安全で安心できる地域社会の構築に向け、大規模な災害などに対応しうる、行政区域を越えた防災体制の構築の必要性も高まっている。

このように市町村の行政課題は、多様化・高度化するとともに、広域化してきており、両市町においても将来に向け、的確な対応が求められている。

これらの状況に対し、両市町の合併によって、事務処理や事業遂行にあたって、住民一人あたりの職員数や管理経費が節減されるという「規模の経済性(スケールメリット)」が働き、専任組織の設置などに柔軟に対応することができ、多様化・高度化、広域化する行政課題への対応力を強化することが可能となる。

(4) 地方分権の推進

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度の廃止や国の関与の廃止・縮減などの地方分権が進みつつある。地方分権がいよいよ実行の段階を迎え、市町村は自らの判断と責任で地域の特性を十分活かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが期待されている。そのためには、行財政基盤の充実強化や行政運営体制の整備とともに、地域の実情に応じた創意工夫を行い、住民参加のもと、行政サービスや施策を自主的・主体的に決定し、実施することが求められている。

これらの状況に対し、両市町の合併後の市が、権限・財源の拡大、行政

区の設置など、現行の地方制度上最も地方分権が保障され、将来のまちづくりに幅広い選択肢をもつことができる政令指定都市へ移行を展望でき、本格的な地方分権の先導役となるにふさわしい基礎的自治体として発展していくことが可能となる。

(5) 国・地方を通じた財政の著しい悪化

長引く景気低迷を踏まえて、社会資本整備、減税などの数次にわたる経済対策を実施してきた結果、国・地方を合わせた長期債務残高は平成15年度末で686兆円程度(対GDP比137.6%。うち地方は199兆円程度)に達する見込みとなっている。国の経済財政諮問会議が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「三位一体の改革」として、国庫補助負担・地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しをすすめることとしたものの、国・地方自治体を取り巻く経済・財政状況には依然厳しいものがある。

また、これらの状況に加えて、両市町においても、厳しい財政状況が長期に続くものと予想されており、基幹的な行政サービスの提供に支障が生じることのないよう行財政改革を推進するなど、行財政基盤の充実強化を図る必要が生じている。

これらの状況に対し、両市町の合併によって規模の経済性が働き、より少ない経費で行政サービスの提供が可能となり、また、より多くの権限・財源が保障されている政令指定都市への移行により、行財政基盤の充実強化を図ることが可能となる。

2. 両市町の概況

(1) 歴史

堺市は、5世紀中頃に世界3大古墳の一つである仁徳陵が築かれた都市であり、奈良、大阪などとの要路として発展してきた。また、室町時代に入ると納屋衆(なやしゅう。倉庫業の行商)によって、堺の自治が始まり、自由・自治都市として発達した。その他、1704年には大和川の付け替えなどが主な出来事としてあげられる。

美原町には、5世紀中頃に百舌鳥古墳群(堺市)と古市古墳群(藤井寺市・羽曳野市)のほぼ中間に黒姫山古墳が築造された。また、飛鳥地方と大阪湾(堺)を結ぶ「飛鳥道」(後の竹ノ内街道)が町域の北端に接し、交通の要所として栄えてきた。鎌倉時代には、「河内鑄物師(かわちいもじ)」と呼ばれ

る鑄造技術者集団が、東大寺大仏の再興や鎌倉大仏の鑄造などで活躍し、その足跡を日本全国に残している。

また、堺市では、第二次大戦後、重化学コンビナートを中心とする堺・泉北臨海工業地帯の造成や、泉北ニュータウンをはじめとする大規模住宅地などの整備が行われた。美原町においても、大阪木材工場団地や南大阪家具団地、さつき野住宅などの誘致を図り、都市基盤を整備してきた。

このように両市町には、進取の気風に富んだ文化や伝統が根付き、職住共生のまちになっているという共通点がある。

(2) 市町域の変遷

堺市は、明治 22 年の市制町村制施行と同時に誕生し、以後 13 次にわたって泉北郡や南河内郡における 8 町 13 村を編入し、また、数次にわたる公有水面の埋め立てにより、現在に至っている。

美原町は、昭和 31 年 9 月の町村合併促進法により黒山村、平尾村、丹南(たんなん)村が合併し成立した。昭和 32 年 4 月には、美原町丹南が松原市へ、南大阪町(現羽曳野市)多治井が美原町へと編入した。また、昭和 33 年 7 月には、南八下村の大饗(おわい)小寺、菩提、石原の一部が美原町に編入し、現在に至っている。

市町域の変遷等(両市町における合併の経過)

堺市		美原町	
合併年月日	合併町村名等	合併年月日	合併町村名等
明治22年4月1日	市制施行で堺市	明治22年4月1日	町村制施行で黒山村、平尾村、丹南村、南八下村、丹比村に編成
明治27年2月10日	大鳥郡向井村大字七道	昭和31年9月30日	平尾村、黒山村、丹南村合併により町制施行
大正9年4月1日	泉北郡向井町・湊町	昭和32年4月1日	美原町丹南の松原市編入
大正14年10月1日	泉北郡舳松村		南大阪町多治井
大正15年10月1日	泉北郡三宝村	昭和33年7月1日	南八下村の分村(大字大饗、大字菩提、大字石原、大字小寺の一部)
昭和13年2月11日	泉北郡神石村		
昭和13年9月1日	泉北郡五箇荘村・百舌鳥村・南河内郡金岡村		
昭和17年7月1日	泉北郡浜寺町・鳳町・踞尾村・八田荘村・深井村・東百舌鳥村		
昭和32年10月15日	南河内郡北八下村(松原市に帰属した一部を除く)		
昭和33年7月1日	南河内郡南八下村(美原町に帰属した一部を除く)		
昭和33年10月20日	南河内郡日置荘町		
昭和34年5月3日	泉北郡泉ヶ丘町		
昭和36年3月1日	泉北郡福泉町		
昭和37年4月1日	南河内郡登美丘町		

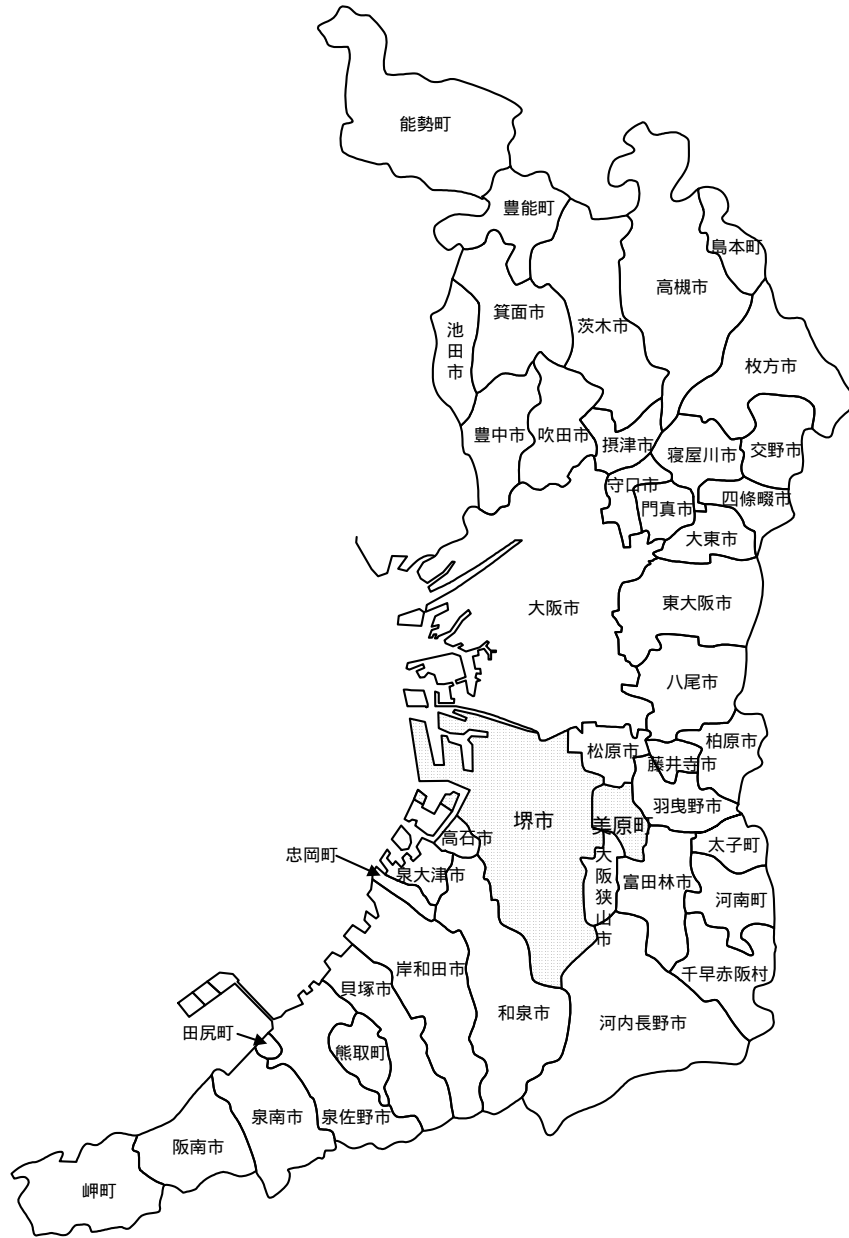
(3) 地勢

位置・面積

両市町は大阪府のほぼ中央部に位置し、堺市は西で大阪湾に面し、南北に伸びており、美原町は堺市の東に隣接し、南河内地域の北西に位置している。

なお、堺市の面積は 136.79km²、周囲 113km、美原町の面積は 13.20km²、周囲 26.1km となっている。

両市町の位置



地形・河川等

堺市の北には大和川が流れ、河口は市の北東部に開いた形状となっている。湾岸沿いの西部は、概ね平坦であるが、東南に向かって次第に標高が上がり、南部の丘陵地帯へと連なっている。

市内を流れる主な河川については、泉北丘陵から、和田川、陶器川、百済（くだら）川（上流は百舌鳥川）などの支流が合流する石津川が北西に流れ、堺泉北港に注いでいる。市内に多数ある古墳には濠を巡らせたものもあり、その中には、現在でも水利に活用されているものもある。また、市内には、大小約 700 のため池が点在している。

美原町は、南河内郡の北西部に位置し、東は羽曳野丘陵の分水嶺により富田林市、羽曳野市と接している。また、町の面積の約 50% が標高 50m 以上となっている。

町内に流れる主な河川としては、東除川と西除川があり、これらの河川に沿って農耕地が開け、南東から北西に低い平坦な地形となっている。東除川と西除川とも狭山池を水源として、町を北に流下し大和川に注いでいる。また、町内には、大小約 200 のため池が点在している。

（４）人口・世帯数等

堺市では、臨海工業地帯の造成や泉北ニュータウンなど大規模住宅地の開発によって昭和 30 年以降人口が急増したが、昭和 61 年をピークに、人口は、微減・横ばいの傾向が続いている。美原町では、昭和 40 年代以降、高速道路などの広域幹線道路が整備されており、道路交通の利便性などを背景にして、民間開発が堅調にすすんでおり、今なお人口は増加傾向にある。平成 12 年の国勢調査では堺市 792,018 人、美原町 37,618 人となっている。

また、世帯数は両市町とも増加しており、堺市 297,532 世帯、美原町 11,636 世帯である。一世帯あたりの人口は、堺市が 2.66 人、美原町が 3.23 人となっている。

年齢階層別人口の推移では、両市町とも年少人口割合（0 歳～14 歳）が減少している一方で、高齢人口割合（高齢化率：65 歳以上）は増加している。人口密度は、堺市 5,790 人 / km²、美原町 2,850 人 / km² と、常住人口ベースでは、堺市は美原町の 2 倍以上の過密状況となっている。

一方、昼夜間人口比率については、堺市では 92.4%、美原町は 104.9% となっている。

(5) 産業

両市町の就業人口の構成比では、第1次産業が堺市 0.4%、美原町 1.5%、第2次産業が堺市 28.7%、美原町 37.9%、第3次産業が堺市 68.2%、美原町 60.2%と、両市町とも第3次産業の割合が高くなっている。また、美原町は堺市に比べて、第1次産業及び第2次産業の構成比が高くなっている。

産業別データ

		堺市		美原町	
			(構成比)		(構成比)
就業人口 (人)	第1次産業 (人)	1,525	0.4%	253	1.5%
	第2次産業 (人)	104,341	28.7%	6,529	37.9%
	第3次産業 (人)	248,120	68.2%	10,363	60.2%
	合計(分類不能含む) (人)	364,071		17,145	

(6) 両市町のまちづくり

両市町では、それぞれ次頁のとおり総合計画を定め、地域の特徴に応じたまちづくりを行ってきた。

とりわけ、両市町とも住民自治の推進の観点から、堺市では市域を6区域に区分し、総合的な支所行政を展開している。

また、美原町では、町内の26地区における区長制度を中心として、住民に密着した行政を実施している。

地方分権時代においては、両市町とも住民参加の促進を図るなど、地域の個性や特性を生かしたきめ細かな行政の推進が課題となっている。

両市町における総合計画の概要

計画名	堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」	美原町第 3 次総合計画
策定期間	平成 13 年（2001 年）2 月	平成 8 年（1996 年）3 月
計画期間	基本構想：平成 32 年度（2020 年度） 前期基本計画：平成 22 年度（2010 年度）	平成 17 年（2005 年）
基本理念 （将来像）	（まちづくりの基本理念） 輝くひと やすらぐらし にぎわうまち ともにつくる自由都市・堺	（目指すべき将来像） 夢・創造・潤い 人が輝き躍動する美しい まち - みはら
人口フ レーム	平成 22 年度（2010 年度）：850,000 人	平成 17 年（2005 年）：48,000 人
まちづく りの基本 方向（施 策体系 等）	（まちづくりの目標） 1．ひとが輝く市民主体のまちづくり 2．健やかにくらすやすらぎのまちづくり 3．個性がいきづくつどいのまちづくり 4．次代をひらく産業躍動のまちづくり （市政推進の基本姿勢） 1．市民と地域社会を起点とする行政 市民と行政のパートナーシップの構築 地域社会からの発想を重視するまちづくり 透明で開かれた市政の推進 2．より良いサービスを提供する行政 市民本位の行政運営 効果的かつ効率的な行政運営 広域行政の推進及び政令指定都市への移行	（まちづくり構想の体系） 1．交流の輪が広がり愛着のもてるまちをめざして 2．水と緑を活かし快適に暮らせる基盤の整ったまち をめざして 3．豊かな心を培い美原を愛する人を育むまちをめざ して 4．生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちをめざ して 5．自然と共生し安全でやすらぎのあるまちをめざし て 6．地域に調和し活気に満ちた産業のあるまちをめざ して （総合計画の実現のために） 1．住民主体のまちづくりと民間活力の導入 2．実施計画の策定と計画的な財政運営 3．財政構造・組織運営の弾力性の確保 4．財源の確保 5．広域行政の推進
広域連携 の方向性	・市民の日常生活圏、経済圏の拡大にと もない、環境、交通、防災、廃棄物など 行政区域を超える広域的な行政課題に 効率的に対応するため、泉北地域広域 行政圏や堺都市圏内をはじめさまざ まな都市間・地域間との連携と協力を すすめる。 ・大阪都市圏や大阪湾岸地域において、 都市間の有機的な連携をはかりなが ら、広域的な視点に立ってまちづく りをすすめる、圏域全体の発展を先 導する役割を担う。	・行政需要の広域化に対応して、近隣 市町村との広域行政を推進する。 ・国・府との連携・協調をさらに強 化する。 ・南河内地域の交通の結節点として の役割を果たす。 ・大阪都心部に近接した新たな住宅 地・産業地の役割を果たす。 ・都市文化ゾーンの中での交流の場 ・憩いの場としての役割を果たす。

第2 計画の趣旨及び期間

1. 計画の趣旨

堺市及び美原町の合併に際し、両市町の住民に合併後の市の将来ビジョンを示すため、合併後の市の基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画を策定する。

この計画は、美原町第3次総合計画を継承し、堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」を踏まえるとともに、合併後の市が政令指定都市に移行し、関西圏全体の発展に貢献する拠点都市としての役割を果たすことを念頭に、美原町域に重点をおき、両市町域のまちづくりの基本方針と計画を定め、これを実現していくことにより、両市町の速やかな一体化と両市町域の均衡ある発展に寄与するとともに、住民福祉の一層の向上を図るものとする。

2. 計画の期間

「まちづくりの基本方針」は、長期的な視野に立ったものとし、「まちづくり計画」及び「財政計画」は、合併特例法等に基づく様々な財政支援措置を考慮し、各計画の実施期間は平成17年度から平成26年度までの10カ年とする。

第3 まちづくりの基本方針

1. 住民自治を育む政令指定都市の実現

(1) まちづくりの理念

日常生活圏の拡大、少子高齢化の進行、国・地方を通じた財政の著しい悪化など、市町村を取り巻く環境の大きな変化の中で、市町村には、地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤の確立とともに、住民に最も身近な行政サービスを担う自治体として、自主的・主体的な役割を果たすことが強く期待されている。

合併後の新しいまちにおいては、自分たちのまちづくりを自らの決定と責任で実践し得る、行財政基盤の強固な自治体として、一体的・効率的な行政をすすめ、多様化・高度化する住民ニーズに適切に対応する。また、権限・財源が拡大するなど現行の地方制度上最も地方分権が保障され、将来のまちづくりに幅広い選択肢をもつことができる政令指定都市への移行を実現し、住民福祉の一層の向上と持続・発展可能なまちづくりを推進する。

さらに、新しいまちでは、以下の2つの視点を踏まえ、住民自治・大都市行政の新たなあり方を実践するものである。

新たな自治の仕組みの構築

合併後の新しいまちでは、身近な地域からの発想を重視し、住民参加の下、良好な地域コミュニティの育成など、地域の実情に応じた、きめ細かな特色あるまちづくりを行う。

そのため、地域自治組織の制度化など、地方制度改革の動向を注視しつつ、政令指定都市への移行を念頭に、支所及び将来設置する行政区への権限の移譲及び財源の移転をすすめる。

関西圏の発展に貢献する拠点都市

合併後の新しいまちが位置する関西圏を歴史、学術等の諸資源を生かした、安全でゆとりと活力のある世界的な都市圏として発展させていくためには、それぞれの都市や地域が個性を磨きつつも相互に連携した、面的な広がりをもつ一体的な圏域としていく必要がある。

合併後の新しいまちでは、政令指定都市への移行を実現し、市内各地域の特色に根ざす大都市としての新たな活力と魅力を創出し、市域全体の発展と効率的でダイナミックな都市経営を行うことによって、南大阪地域の発展の先導、さらには関西圏全体の発展に貢献することをめざす。

(2) まちづくりの方向

合併後の新しいまちづくりでは、市の一体性の速やかな確立と均衡ある発展などに貢献するハード及びソフト事業を、次の4つの柱を基本方向として、実施していくものとする。

豊かな心を培う「市民主体のまちづくり」

様々な主体の力を結集し、人々の人間としての尊厳や人権が擁護され、個性や価値観を互いに認めあう社会をつくとともに、自分らしさを発揮し、豊かな心と充実感をもって、学びあい高めあう暮らしができるまちづくりをすすめる。

自然と共生し健康で安心して暮らせる「やすらぎのまちづくり」

すべての市民が、家庭や地域社会のふれあいのなかで、ともに支えあいながら、生涯にわたって健康で安心して暮らすことができる地域社会づくりをすすめる。

また、定住魅力のある居住環境を整備するとともに、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環型社会の創造をめざす。

交流の輪がひろがる「つどいのまちづくり」

市民生活をはじめとする社会経済活動の円滑化を図るため、総合的、計画的に市街地を整備するとともに、高次の都市機能や生活・交流機能、日常生活に必要な機能などが集積する拠点の形成及び活性化をすすめる。

また、集客・交流機能の充実を図るとともに、都市活動を支える総合的な交通基盤の整備をすすめる。

地域に調和し時代をひらく「産業躍動のまちづくり」

わが国の産業活動の礎を築いてきた臨海部の産業や、木材工場団地をはじめとする内陸部の産業など、両市町域に存在する多種多業に集積した産業技術を基盤として、それぞれの産業の高度化とともに、新たな時代を担う産業の創出を図り、産業と生活が調和した躍動感のあるまちを形成する。

(3) 都市構造

合併後の市の一体性の速やかな確立と均衡ある発展の観点から、都市拠点や美原新拠点・地域生活拠点を適正に配置し、拠点間相互や周辺都市とを結ぶ都市軸により都市の骨格を形成する。

都市拠点

都市拠点相互の連携や適正な機能分担を図りながら、合併後の市の発展の中心的役割を担う都心の活性化と中百舌鳥新都心及び臨海新都心の形成をすすめる。また、これら都市拠点間を結ぶ軸とその周辺地域においては、都市拠点市街地ゾーンとして、都市拠点相互の有機的な結びつきを強めながら、一体的に高次の都市機能の集積をすすめる。

都心

南海高野線堺東駅と南海本線堺駅・堺旧港を結ぶ軸及びその周辺地域を都心として、歴史文化や水、緑を活かした個性ある都市空間のもとに、商業・業務など都市の中核機能や生活・文化・交流機能の集積を図る。

中百舌鳥新都心及び地下鉄御堂筋線沿線地域

南海高野線及び地下鉄御堂筋線の中百舌鳥駅周辺地域を中百舌鳥新都心として、地下鉄御堂筋線の沿線地域と一体的に、産業、文化、学術などさまざまな分野の交流機能や商業機能、職住近接型の業務機能などの集積を図る。

臨海新都心

堺第2区未利用地及びその周辺地区を臨海新都心として、自然環境と調和する良好な都市環境を創出するとともに、国際的な交流機能や高次の都市機能の集積、親水・レクリエーション機能、居住機能などの整備を図る。

美原新拠点

都市計画道路・堺羽曳野線以南から東多治井菅生（すごう）線以北にかけての国道309号周辺一帯においては、市民生活がある程度の完結性を持って営むことができる地域生活拠点として必要とされる機能に加え、都市拠点と南河内地域及び奈良県中部との交流結節拠点としての役割を果たすにふさわしい各種機能の集積をすすめる。

地域生活拠点

支所や主要な鉄道駅の周辺地区においては、合併後の市の均衡ある発展に配慮し、市民生活がある程度の完結性をもって営むことができる地域の中心となる地域生活拠点として、地域それぞれの特性や地理的条件に応じた商業、福祉、文化、行政サービスなど日常生活に必要な機能の集積をすすめる。

都市軸

都心と2つの新都心相互の連携や、都市拠点と美原新拠点・地域生活拠点を中心として市域全体の結びつきを強めることによって、都市活動の円滑化を図るとともに、関西圏における広域的な連携を促進するため、次の8つの都市軸を設定する。

都心連携軸

大和川軸

中央軸

湾岸軸

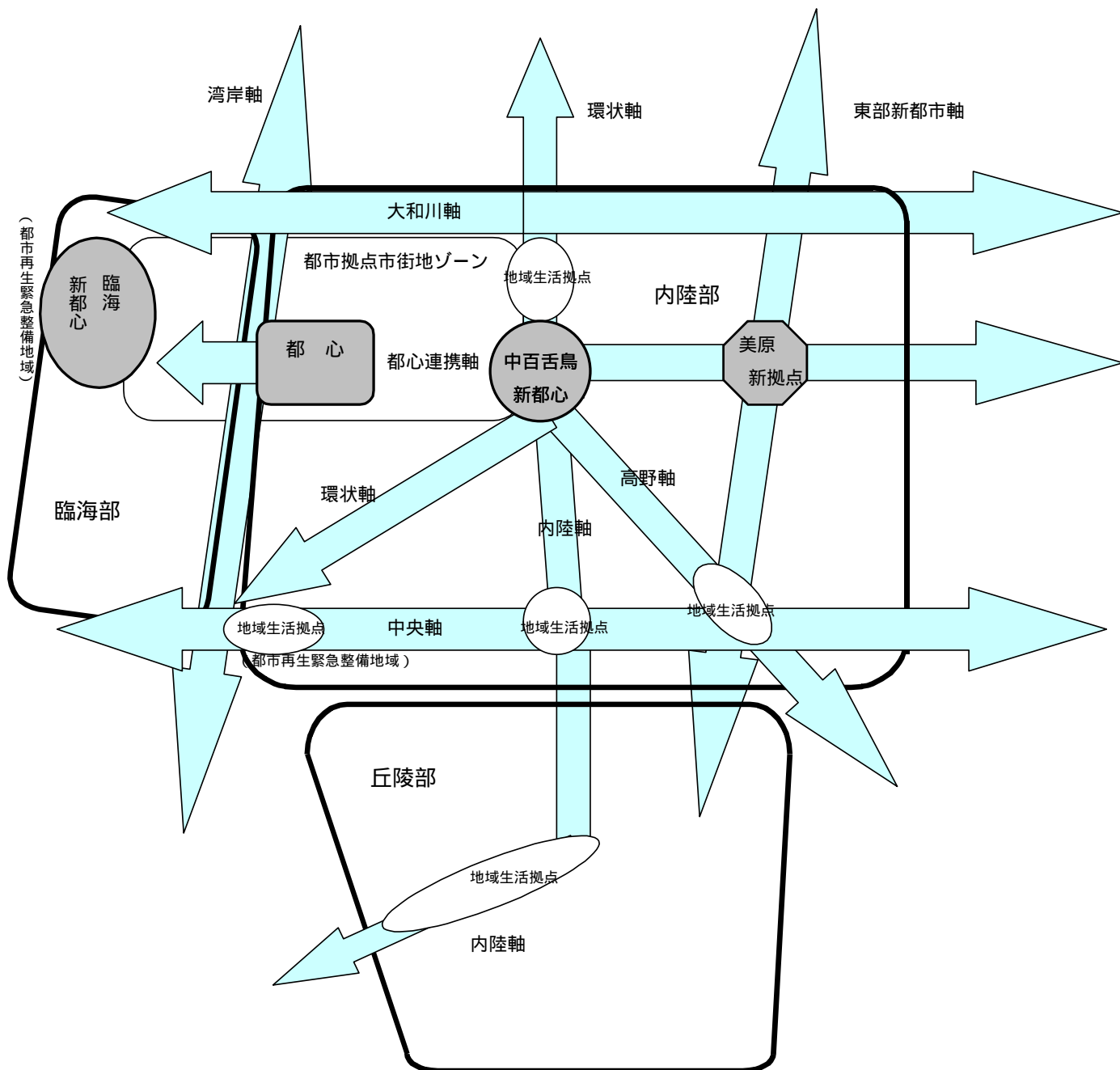
環状軸

内陸軸

高野軸

東部新都市軸

< 都市構造図 >



2. 美原町地域の位置付け

(1) 美原町地域の役割

合併後の新しいまちでは、政令指定都市への移行を見据え、市内各地域が市域全体の発展に向け、地域の特性に応じた役割を果たすことが期待される。

とりわけ、美原町地域では、行政区の設置を念頭に、同地域を区域とする支所が設置され、この支所を中心として、窓口サービスなどの基礎的な行政サービスが提供されるとともに、各種のコミュニティ活動が主体的に展開されると考えられる。このことから、美原町地域には、より質の高い支所行政・住民自治を市域全体へ波及・浸透させる役割、すなわち、合併後の市のモデル的地域としての役割を果たすことが期待されるものである。

また、美原町地域は、阪和自動車道や南阪奈道路など広域幹線道路が地域内で結節していることから、関西圏での拠点都市をめざす合併後の市の南河内地域及び奈良県中部への交流結節拠点としての役割を果たすことも期待される。さらに、美原町地域には、田畑をはじめとする多くの緑地空間・水辺空間が残存しており、自然環境と調和のとれた都市機能を持つ地域生活拠点として、大都市圏内の今後の住宅や産業の立地状況の中で、新たな役割を担う可能性を有している。

(2) 美原町地域のエリア別整備計画

北部

都市計画道路・堺羽曳野線以北の北部は、美原町地域において大阪都心部に近く、既成市街地を中心に都市化が進展している。また、幹線道路沿いには、中小工場や事業所、店舗の進出傾向が見られる。

そのため、北部では、住宅地・流通業務地・工業地などを計画的に配置し、適切な都市施設と公共施設を整備するとともに、オープンスペースや水辺環境・緑地空間の確保に努める。また、既成市街地における道路、公園などの住環境の整備を図るとともに、中小工場などについては工場の移転集約化などに取り組み、住環境の悪化を防止する施策を講じるなど土地利用の適正化を図る。

中部

都市計画道路・堺羽曳野線以南から都市計画道路・東多治井菅生線以北までの中部は、美原町地域の都市機能の集中した地域であり、余部地区の商業地を中心に小売商業施設が集中している。国道 309 号以東では農地とため池が残存するとともに、中小工場や住宅が散在し住・工・農の混在が

見られる。

そのため、既成市街地については、地区幹線道路や生活道路の整備をはじめ公園・下水道など都市基盤施設の整備を図るとともに、住・工の混在を解消し土地利用の適正化を図る。また、都市化の進展に対処するため、商業業務など各種都市機能・公共サービス機能をさらに集積・充実させるとともに、まちの中心核づくりの受け皿となる面的整備などに取り組み、美原町地域の中心地として求心力のある計画的な市街地整備を図る。

南部

都市計画道路・東多治井菅生線以南の南部は、美原町地域に残された数少ない自然の樹木を有する地域であり、都市施設の整備された大規模住宅団地や木材工場団地が立地するとともに、平坦部においては田園地帯が広がっている。

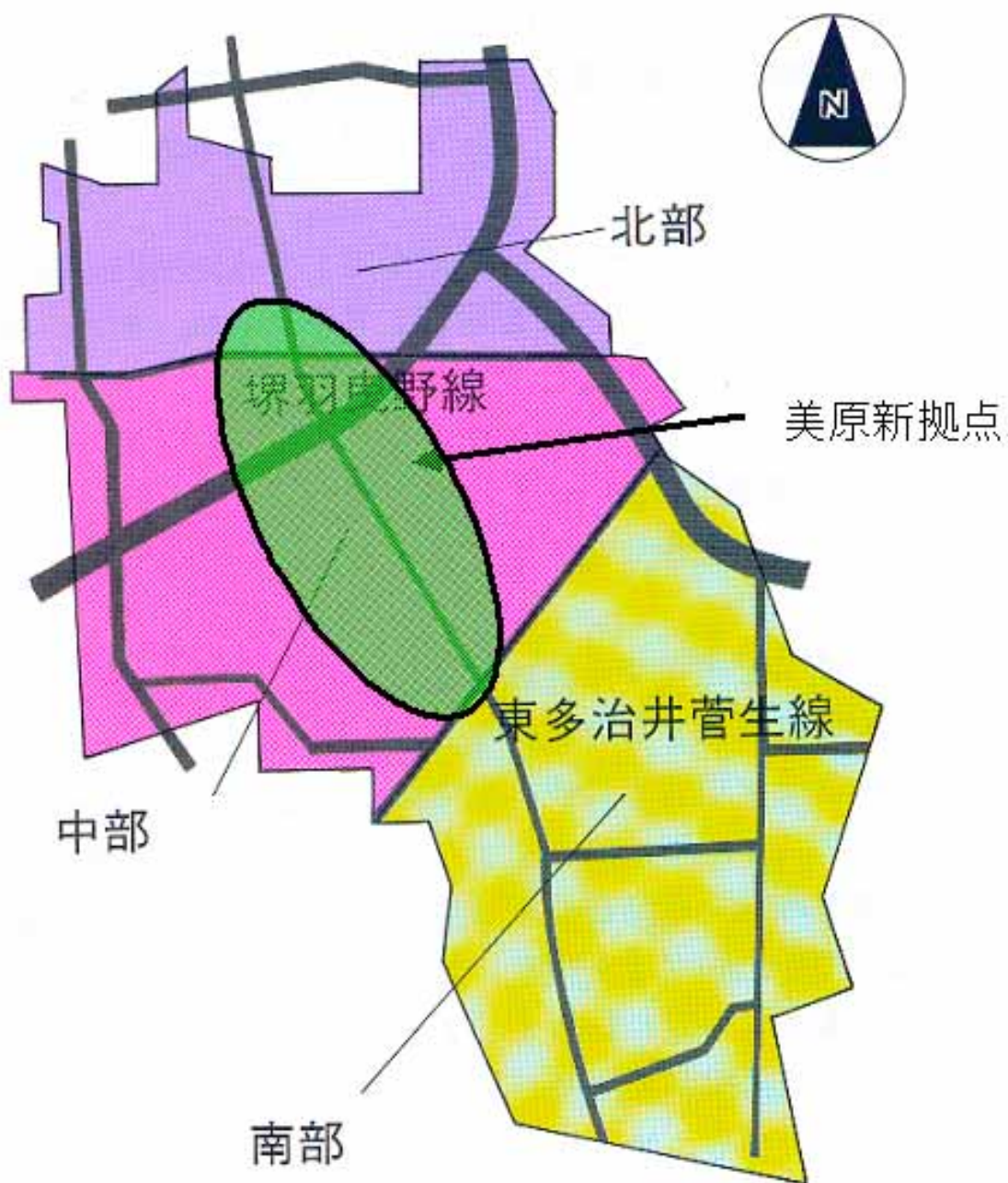
そのため、既成市街地については、良好な住環境を確保するとともに、貴重な緑地空間や水辺環境の保全に努めつつ、レクリエーション・教育文化・研究機能などの開発を進めながら、自然との共生ゾーンとしての利用を推進する。

(3) 美原新拠点の整備

美原新拠点では、美原町地域の中心核として、行政・文化・保健医療・社会福祉などの機能の集積を図るとともに、都心連携軸と東部新都市軸及び南河内地域等との結節点として、交流結節機能を有する総合的なシンボルゾーンの形成を図る。さらに、商業施設の配置や交通アクセスの拡充に努め、拠点全体を集客力の高いゾーンとする。

また、黒姫山古墳と河内鋳物師の発祥の地である大保（だいほ）地区を中心とする歴史ゾーンでは、歴史と暮らしが調和した活気に満ちあふれる地域整備をめざす。

<エリア別整備計画図>



3. 公共施設統合整備の基本的考え方

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討・整備していくことを基本とする。

なお、旧美原町役場庁舎については、政令指定都市移行までの間は支所とし、新しいまちのモデル的行政区にふさわしい施設の整備を行う。

第4 まちづくり計画 < 次回以降提案 >

第5 概算事業費 < 次回以降提案 >

第6 財政計画 < 次回以降提案 >